

芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所

移管事業者募集に係る条件の概要（案）

芦屋市立打出保育所，芦屋市立大東保育所の移管先事業者（※1）（以下「事業者」という。）を募集します。

移管にあたっては，事業者と市の協同のもと移管前の保育内容等を移管後に継承することを基本に（※2），現在までにそれぞれが培ってきた保育に係る知見を共有し，相互の理解・学びあいのもとで，より一層質の高い保育の提供を共に目指すものとします。

また，子どもの健やかな成長と発達のため，事業者と保護者が子どもの育ちを支えていくことに関する思いや理解等を共有し，両者の役割分担と連携・協力のもとで保育を行うものとします。

※1 事業者の募集は施設毎に行います。

※2 応募に際しては別紙1（資料3-2）を確認してください。加えて，事業者決定後，移管に伴う引き継ぎにおいて，各施設における取り組みの詳細を確認してください。

1 移管対象施設

(1) 芦屋市立打出保育所

ア 所在地 芦屋市宮川町4-10（住居表示）

芦屋市宮川町11番及び12番1（地番）

イ 定員 90名

児童の年齢別定員数（人）						
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
—	10	20	20	20	20	90

(2) 芦屋市立大東保育所

ア 所在地 芦屋市新浜町8-1（住居表示）

芦屋市新浜町1番4（地番）

イ 定員 60名

児童の年齢別定員数（人）						
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
—	5	10	15	15	15	60

2 移管年月日

令和4年4月1日（芦屋市立打出保育所，芦屋市立大東保育所共）

3 土地・建物等の条件

(1) 譲渡・賃料等

（調整中）

(2) 建物の大規模改修等

（調整中）

4 応募資格

次に掲げる条件を応募時点ですべて満たしている事業者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する「保育所」の認可及び確認を希望していること。
- (2) 児童福祉法に規定する「保育所」若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に規定する「幼保連携型認定こども園」の認可又は「保育所型認定こども園」の認定を受けた施設を現に運営し、運営している施設のうち1以上の施設について下表を満たす期間が募集開始日時時点で通算5年以上ある事業者であること。

運営期間に参入できる条件
児童福祉法に規定する「保育所」若しくは法に規定する「幼保連携型認定こども園」の認可又は「保育所型認定こども園」の認定を受け、1歳から5歳までの定員を設定した状態で運営している期間とする。

- (3) 近畿二府四県のいずれかにおいて、第3次審査（実地調査）希望施設を運営していること。
- (4) 移管事業者募集に係る諸条件を遵守できること。

5 欠格事項

次のいずれかに該当する事業者は、選定を受けることができない。

- (1) 役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると認められること。
- (2) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められること。
- (3) 法第17条第2項に掲げる基準のいずれかに該当する場合
- (4) 法人税、消費税、地方消費税、都道府県民税又は市町村民税を滞納している場合
- (5) 事業を実施するために必要な経済的基礎として、運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していない場合（*）

* 施設整備に係る資金の条件については、土地・建物の条件等にあわせて調整中。

6 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者選定の対象から除外する。

- (1) 事業者及び事業者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- (4) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

7 事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール

令和2年	6月	事業者公募	
令和2年	12月	事業者決定	
令和3年	1月	三者協議会設置	
令和3年	4月～令和4年	3月	合同保育期間
令和4年	4月	移管実施	
令和4年	4月～令和5年	3月	引継ぎ保育期間

8 選定方法

芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）による選定を踏まえ、芦屋市長が事業者を決定する。

選定方法は、「移管事業者の選定方法」（資料4）のとおり。

9 応募手続

（募集開始時に提示予定）

10 設置認可等に関すること

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び関係法令等を遵守し、「保育所」として認可を受けること。
- (2) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第25号）を遵守し、特定教育・保育施設としての確認を受けること。
- (3) 移管年月日 令和4年4月1日（芦屋市立打出保育所，芦屋市立大東保育所共）
- (4) 開園時間 1日11時間（午前7時から午後6時まで）とする。
- (5) 休園可能日 日曜日
国民の祝日
年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

11 利用定員等に関すること

- (1) 令和4年度から令和7年度までの間，原則として移管対象施設における施設種別及び定員（定員の合計及び年齢別定員）を継承すること。
- (2) 2号認定子どもの3歳児の受入れについては，市の利用調整に協力すること。

12 募集に係る基本原則

- (1) 園の運営にあたっては，国籍，信条，社会的身分，障がい等を理由に不当な取扱いをしないこと。
- (2) 虐待その他心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。
- (3) 懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を採る時は，身体的苦痛を与え，人格を辱める等その権限を濫用しないこと。
- (4) 事業者の代表者は，幼児教育・児童福祉に対する高い理念を持ち，芦屋市の幼児教育及び保育をよく理解し，芦屋市の関連施策にも積極的に協力すること。

- (5) 運営にあたっては、保護者をはじめ地域に開かれた施設をめざし、利用者を選択される魅力ある施設づくりに取り組むこと。
- (6) 事業者が社会的信望を有すること。
- (7) 実務を担当する幹部職員が幼児教育及び社会福祉事業について知識又は経験を有すること。
- (8) 事業を実施するために必要な経済的基礎があり、財務内容が適正であること。
- (9) 資金計画及び事業計画が適正であること。
- (10) 各種関係法令を遵守すること。

13 施設運営・事業内容に関すること

(1) 全体的な計画等の作成について

「保育所保育指針」、「芦屋市就学前カリキュラム」及び「芦屋市接続期カリキュラム」に基づき、事業者決定後の引き継ぎにおける内容を踏まえ、全体的な計画や指導計画等を作成し、保育を実施すること。

(2) 個別的配慮を要する子どもへの保育について

ア 個別的配慮を要する子どもについては、芦屋市インクルーシブ教育・保育事業として本市からの決定に基づき委託を受けること。

イ インクルーシブ教育・保育のための園内支援体制を整備し、個別の指導計画等を作成しインクルーシブ教育・保育を実施すること。

※ インクルーシブ教育・保育とは、個別的配慮が必要な児童に保育所等を利用させ、他の児童との集団による教育及び保育を行うこと。

(3) 行事について

事業者決定後の引き継ぎにおける内容を踏まえ、事業者において計画・実施すること。なお、保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと（クリスマス会等一般的な行事を除く。）。

(4) 家庭支援を要する世帯への対応について

家庭支援を要する世帯への対応については、本市子育て推進課など関係機関と連携して行うこと。

(5) 連携・交流について

事業者決定後の引き継ぎにおける内容を踏まえ、近隣の就学前教育・保育施設、小学校及び各種施設や、地域の幅広い世代との連携・交流を行うこと。

(6) 延長保育事業について

1 1時間の開園時間の後、さらに延長保育事業（平日の午後6時から午後7時まで）を実施すること。なお、それ以降の時間は自主事業とする。

(7) 子育て支援事業について

育児相談や育児講座など地域での子育てを支援するサービスを提供すること。また、園庭開放等、施設の地域開放も実施すること。

(8) 病児保育事業について

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施すること。

(9) 苦情解決処理について

苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決の仕組みを整備すること。

14 職員の配置等に関すること

職員の配置等については次の条件を満たすとともに、事業者において適切な人員配置を行い、移管前における保育の質の維持並びに一層の向上を図ること。

なお、移管の実施に伴い、移管後4年度間（令和4年度から令和7年度まで）において付す条件について、当該期間の内に、事故等により条件を満たす配置が困難となった場合は、市・保護者に報告の上、配置を行うこと。

また、条件のうち「概ね〇〇年以上（※）」としているものに係る、「概ね」の範囲の判断は事業者によるものとし、記載内容を踏まえ、当該職に必要な資質・能力を備えていると事業者が認める者を配置すること（「（※）」を付して記載された年数については、必ずしも上回ることを求めるものではない）。

(1) 施設長

ア 基本条件

専任の正規職員を配置すること。

イ 令和4年度から令和7年度までにおいて付す条件

(ア) 保育所，幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（1歳から5歳までの定員を設定している施設とする。）において、施設長としての経験が通算して概ね5年以上（※）あること

(イ) 保育所，幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（1歳から5歳までの定員を設定している施設）における、1歳又は2歳児のいずれか、及び3～5歳児のいずれかに係る担当経験がそれぞれ1年以上あり、年齢層に応じた保育内容に係る理解を有すること。

(ウ) 認可を受けた教育・保育施設における、保育に係る実務経験年数が通算して概ね15年以上（※）あり、保育者として経験を重ねていること。

(2) 主任保育士

ア 基本条件

施設長を補佐する者として、各年齢別クラスを担当する保育士とは別に、専任の正規保育士を配置すること。

イ 令和4年度から令和7年度までにおいて付す条件

(ア) 保育所，幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（1歳から5歳までの定員を設定している施設）における、1歳又は2歳児のいずれか、及び3～5歳児のいずれかに係る担当経験が、それぞれ1年以上あり、年齢層に応じた保育内容に係る理解を有すること。

(イ) 認可を受けた教育・保育施設における、保育に係る実務経験年数が通算して概ね10年以上（※）あること。

(3) 保育士

ア 基本条件

園児の区分（当該年度の4月1日の年齢）	員数
ア 満5歳以上の園児	概ね20人につき1人
イ 満4歳以上満5歳未満の園児	概ね20人につき1人
ウ 満3歳以上満4歳未満の園児	概ね15人につき1人
エ 満2歳以上満3歳未満の園児	概ね5人につき1人

オ 満1歳以上満2歳未満の園児	概ね5人につき1人
カ 満1歳未満の園児（生後3か月から）	概ね3人につき1人

備考 (ア) 職員数の算定に当たっては、表中のアからカまでの区分ごとに計算した員数（区分ごとに小数点第1位を切り上げた員数）とすること。

(イ) 開園時間中は、正規職員（保育士）を1名以上配置すること（但し、施設長又は主任保育士の配置により対応してもよい）。

イ 令和4年度から令和7年度までにおいて付す条件

クラスを担当する保育士の1/2以上は、次のいずれの条件も満たす者を配置すること

- ・ 1歳児クラス又は2歳児クラスを担当する保育士は、1歳児又は2歳児クラスの担当者として保育に携わった経験が1年以上あること
- ・ 3歳児クラスから5歳児クラスまでを担当する保育士は、3歳児から5歳児までのクラスの担当者として保育に携わった経験が1年以上あること。
- ・ 認可を受けた教育・保育施設における保育実務経験が通算で概ね5年以上（※）の常勤保育士であること

ウ その他の条件

移管前の保育所に勤務する非常勤職員が民間移管後も就労を希望する場合は、可能な限り引続き雇用するよう努めること。

(4) 看護師又は保健師

ア 基本条件

1週間あたり5日以上（但し、開園日が5日に満たない週においては、当該開園日数とする。）、1名以上が常駐するよう配置すること。1日あたりの常駐時間は7時間45分以上（休憩時間を除く。）とする。

なお、病児保育事業（体調不良時対応型）に配置を要する者に兼ねることができる。

イ 令和4年度から令和7年度までにおいて付す条件

認可を受けた教育・保育施設における当該実務経験が1年以上ある者を配置すること。

(5) 栄養士・調理員

ア 基本条件

献立作成は、栄養士資格を有する者が行うこと。また、栄養士の配置は、移管対象施設への配置以外に、他の保育施設に配置されている栄養士が兼務等することができる。

調理員については、自園調理が実施できるよう必要な配置を行うこと。

イ 令和4年度から令和7年度までにおいて付す条件

調理師免許証を有し、かつ認可を受けた教育・保育施設における調理実務経験が1年以上ある職員が、各開園日（調理を行う日に限る）において1名以上勤務するよう配置すること。

15 職員の研修に関すること

(1) 業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。

(2) 本市が実施する保育所職員等を対象とする研修に参加すること。

16 給食に関すること

- (1) 食物アレルギー対応については厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」及び「芦屋市立保育所食物アレルギー対応マニュアル」に準拠した取り扱いを行うこと。
- (2) 離乳食，アレルギー食，配慮食等の個々に配慮した「食」の提供を行うこと。
- (3) 調理は，当該園内で行うこと。

17 健康診断に関すること

- (1) 利用児童に対し，入所前健康診断及び少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施すること。
- (2) 職員への健康診断は少なくとも年1回実施し，給食調理に携わる者は毎月検便を行うこと。

18 その他の保育内容等について

- (1) 施設賠償責任保険，災害共済給付制度等の保険制度へ加入すること。
- (2) 災害時に地上又は避難階に安全に避難できるように2以上の避難経路を確保すること。また，施設の運営に際して必要な手続きを行うこと。
- (3) 保護者の費用負担については移管前の状況を踏まえるものとし，原則として，市があらかじめ認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。ただし，日用品，文房具など教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事に参加する費用等の徴収を行うものについては，事前に保護者に説明し，同意を得ること。

19 移管後の取組への協力に関すること

事業者は，市と「保育の質の向上に係る相互協力に関する協定書」を締結し，移管後の運営状況等について，次に掲げる本市の取組へ協力すること。

- (1) 保護者アンケートの実施への協力
- (2) 本市が行う公募事業の検証への協力

20 運営費にかかる補助

(調整中)

21 移管前の保育内容の継承等に関すること

- (1) 移管前年度（令和3年度）における移管対象施設への訪問

事業者職員が移管予定施設（事業者が移管を受ける施設とする。以下同じ。）を訪問し，移管予定施設の職員と共に移管前の保育内容等を確認するとともに，相互の知見の共有等を行いながら，移管に向けた準備に取り組むものとする。

なお，本取組は円滑な移管の実施及び移管後の良好な施設運営を図るものであり，保育の内容等についての確認・意見交換や在籍児童との関係づくりの状況を踏まえて，必要な範囲で訪問実施期間の前倒しや訪問頻度・職員の増加等に努めること。

訪問を行う 事業者職員	訪問実施期間	訪問内容等
施設長予定者 ※ 原則、移管日から 1年間、移管予定施 設での勤務を予定 する職員とする。	令和3年4月 ～ 令和4年3月	ア 訪問頻度 1月あたり5回を基本に、移管に向けた準備の状況等に応じて、市と事業者が協議のうえ各月の訪問予定を調整するものとする。 イ 基本的な取組内容 (ア) 移管予定施設における年単位・月単位・週単位の保育計画の確認及び振り返りを当該施設の職員と共に行うこと等により、施設運営や保育の内容等についての確認を行う。また、当該施設の職員と保育等に係る意見交換を行い、相互の理解・学びあいを通して、移管前の保育内容等の継承を基本とした、より一層質の高い保育の提供に向けて取り組む。 (イ) 読み聞かせや面談の機会などにより、在籍児童や保護者とも関係づくりを行う機会を持つように努める。
主任保育士予定者 ※ 原則、移管日から 1年間、移管予定施 設での勤務を予定 する職員とする。	令和3年4月 ～ 令和4年3月	ア 訪問頻度 1月あたり5回を基本に、移管に向けた準備の状況等に応じて、市と事業者が協議のうえ各月の訪問予定を調整するものとする。 イ 基本的な取組内容 (ア) 移管予定施設における年単位・月単位・週単位の保育計画の確認及び振り返りを当該施設の職員と共に行うこと等により、保育内容やクラスの状況等についての確認を行う。また、当該施設の職員と保育等に係る意見交換を行い、相互の理解・学びあいを通して、移管前の保育内容等の継承を基本とした、より一層質の高い保育の提供に向けて取り組む。 (イ) 移管予定施設の職員やクラス担任予定者等と協議の上、読み聞かせの実施や屋外遊びへの参加等による在籍児童に対してや、クラス懇談会への出席などによる保護者に対して、関係づくりに取り組む。
担任保育士予定者 ※ 移管予定施設の 1～4歳児クラス に対して、各クラス	令和4年1月 ～ 令和4年3月	ア 訪問頻度 (ア) 令和4年1月～令和4年2月 週1回程度から徐々に頻度を上げていくことを基本に、在籍児童の状況等に応じ

<p>1名以上とする。</p> <p>※ 原則、移管日から1年間、移管予定施設での勤務を予定する職員とする。</p>		<p>て、市と事業者が協議のうえ訪問予定を調整するものとする。</p> <p>(イ) 令和4年3月 原則として毎日とする。</p> <p>※ 当該保育士の休日や、休暇を取得する場合、研修に参加する場合等は除く。</p> <p>※ 在籍児童の状況等に応じて、市と事業者が協議のうえ、適宜調整を行いながら実施する。</p> <p>イ 基本的な取組内容</p> <p>(ア) 移管に伴い引き継ぎが発生する1歳～4歳児クラスについて、当該クラスを担当する予定の保育士が、当該クラスにおいて市保育士と共に保育を行う（以下、「合同保育」という。）。 令和4年1月～2月は在籍児童が新しい保育者（担任保育士予定者）に親しむこと、同年3月は担任保育士予定者が主体となって活動を展開すること等による関係づくりを基本的なねらいとする。</p> <p>(イ) 担当を予定する児童の保護者との関係づくりを行い、在籍児童の家庭での様子や、子どもの育ちを支えていくことに関する保護者の思い等を確認しながら、移管に向けた準備に取り組む。</p> <p>(ウ) 施設長予定者・主任保育士予定者との打ち合わせや情報交換等を適切に行う。</p>
<p>看護師予定者</p> <p>※ 原則、移管日から1年間、移管予定施設での勤務を予定する職員とする。</p>	<p>令和4年1月～令和4年3月</p>	<p>ア 訪問頻度 1月あたり5回を基本に、移管に向けた準備の状況等に応じて、市と事業者が協議のうえ各月の訪問予定を調整するものとする。</p> <p>イ 基本的な取組内容</p> <p>(ア) 看護師予定者等と当該施設の職員（看護師等）が協議のうえ、在籍児童の健康状態等に係る引き継ぎや、施設における様子等の確認を行うものとする。</p> <p>(イ) 必要に応じて、担任保育士予定者等と共に保護者との情報交換（面談や書面でのやり取り等）に取り組み、在籍児童に係る情報交換を行いながら、移管に向けた準備に取り組む。</p> <p>(ウ) 施設長予定者・主任保育士予定者との打</p>

		ち合わせや情報交換等を適切に行う。
調理員予定者 ※ 原則、移管日から 1年間、移管予定施設 での勤務を予定 する職員とする。	令和4年1月 ～ 令和4年3月	ア 訪問頻度 1月あたり5回を基本に、移管に向けた準備の状況等に応じて、市と事業者が協議のうえ各月の訪問予定を調整するものとする。 イ 基本的な取組内容 (ア) 調理員等と当該施設の職員（調理員等）が協議のうえ、調理の状況やアレルギー対応等に係る引き継ぎや、在籍児童の喫食の状況等の確認を行うものとする。 (イ) 必要に応じて、担任保育士予定者等と共に保護者との情報交換（面談や書面でのやり取り等）に取り組み、在籍児童に係る情報交換を行いながら、移管に向けた準備に取り組む。 (ウ) 施設長予定者・主任保育士予定者との打ち合わせや情報交換等を適切に行う。

- (2) 移管年度（令和4年度）における、市職員の施設への訪問等
移管に係る支援を行うため、市職員が施設への訪問等を行うものとする。

訪問を予定する市職員	訪問実施期間	訪問内容等
元所長 ※ 原則として、移管対象施設の所長として勤務していた者とする（但し、今後の状況により変更となる場合がある）。	令和4年4月 ～ 令和5年3月	移管対象施設を訪問し、在籍児童が新たな環境に親しむための支援等を行うとともに、必要に応じて、事業者職員と移管前施設の職員（前任者等）との情報交換に係る調整を行う等の支援を行う。 移管対象施設への訪問については、令和4年4月は概ね毎日訪問して支援に取り組み、令和4年5月から令和4年9月までの期間は、必要な支援の確認・実施のため訪問（訪問頻度は在籍児童の状況や行事予定等を踏まえ調整）することを基本とする。令和4年10月から令和5年3月までの期間については、行事の時期や三者協議会での協議内容を踏まえ、支援の必要性が考えられる場合に訪問することを基本とする。

保育士（2名） ※ 原則として、移管対象施設に勤務していた者とする（但し、今後の状況により変更となる場合がある）。	令和4年4月 ～ 令和5年3月	移管対象施設を訪問し、在籍児童が新たな環境に親しむための支援等を行うとともに、必要に応じて、事業者職員と移管前施設の職員（前任者等）との情報交換に係る調整を行う等の支援を行う。 移管対象施設への訪問については、令和4年4月は概ね毎日訪問して支援に取り組み、令和4年5月から令和4年6月までの期間は、必要な支援の確認・実施のため訪問（訪問頻度は在籍児童の状況や行事予定等を踏まえ調整）することを基本とする。令和4年7月から令和5年3月までの期間については、行事の時期や三者協議会での協議内容を踏まえ、支援の必要性が考えられる場合に訪問することを基本とする。
看護師	令和4年4月	移管対象施設を訪問し、移管に係る支援を行う。
調理員	令和4年4月	移管対象施設を訪問し、移管に係る支援を行う。

(3) 三者協議会の設置について

市が主催する三者協議会を移管対象施設ごとに設置するものとする。

ア 設置目的

三者協議会において移管に係る情報共有や協議等を行うことにより、必要な調整や課題整理等を行うことを目的とする。

イ 実施内容等

事業者決定後から令和5年度まで、移管対象施設に在籍する保護者代表、事業者及び市が参加して、1月につき1回程度を目途に開催し、移管に係る情報共有や協議を行うものとする。

22 その他

(1) 選定された事業者に限り、誓約書を提出すること。

(2) 移管に係る保護者向けの説明会を、三者協議会とは別途に次のとおり実施すること。

ア 保育の引き継ぎ等に関する説明会を、令和3年3月までに行うこと。

イ 移管後の運営等に関する説明会を、令和4年3月までに行うこと。

ウ 移管後の施設運営の状況に関する説明会を、半年ごとを目途に行うこと。

(3) 市長は、選定された事業者が本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、又はその他の事情により、適正な教育及び保育事業の実施が困難と認めるときは、事業実施者としての選定の決定を取り消すことができる。

(4) 移管を受けた施設を運営しなくなったときは、事業者の費用をもって当該施設を更地にし、芦屋市に返還すること。

(5) 保護者会が実施する行事については、施設の運営に支障が無い範囲において、場

所の提供や備品の貸出しに係る協力を行うこと。

(6) この諸条件に定めのない事項については、芦屋市と協議して定めること。

以 上